
令和 2 年 第 4 回 芦屋町議会臨時会会議録 (第 1 日)

令和 2 年 1 1 月 1 6 日 (月曜日)

議 事 日 程 (1)

令和 2 年 11 月 16 日 午前 10 時 00 分開会

日程第 1 会期の決定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 議案第 66 号 芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 4 議案第 67 号 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 5 議案第 68 号 芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第 69 号 芦屋町 G I G A スクール用タブレット整備購入契約の締結について

第 7 議案第 70 号 重要文化財芦屋霞地真形釜購入契約の締結について

第 8 承認第 11 号 専決処分事項の承認について

追加日程第 1 妹川議員に対する辞職勧告決議について

【 出 席 議 員 】 (12 名)

1 番	内海 猛年	2 番	中西 智昭	3 番	長島 毅	4 番	萩原 洋子
5 番	信国 浩	6 番	本田 浩	7 番	松岡 泉	8 番	妹川 征男
9 番	辻本 一夫	10 番	小田 武人	11 番	川上 誠一	12 番	横尾 武志

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄 書記 中山 理恵

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三桝賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	村尾正一	環境住宅課長	井上康治
住民課長	溝上竜平	福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏
産業観光課長	浮田光二	学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香
競艇事業局次長	藤崎隆好	企画課長	中野功明	事業課長	木本拓也

【 傍 聴 者 数 】 7 名

午前 10 時 00 分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから令和 2 年第 4 回 芦屋町議会臨時会を開会いたします。

初めに、妹川議員から発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。妹川議員。

○議員 8 番 妹川 征男君

おはようございます。臨時議会の冒頭に発言の許可をいただき、ありがとうございます。

去る 9 月 24 日、北九州県土整備事務所で行った芦屋海岸合同散策の打合せ会の際、私の不適切な行為により、所長をはじめ県職員の皆様方に御迷惑をおかけしたことについて、10 月 5 日、議長と共に北九州県土整備事務所に出向き、おわびしたところです。この件については先般の全員協議会において御説明いたしましたが、改めておわび申し上げます。とりわけ芦屋町民の皆様方には大変御迷惑、御心配をおかけしましたこと、この場をお借りしておわび申し上げます。

私が不適切な行為に及んだ背景や、北九州県土整備事務所長名で議長に発出された町議会議員の言動に関する申入れ書等の内容について、事実と異なるもの、過剰な表現でつづられているものがあります。それらの説明について、この場に県職員がいない中、公平性に欠けることになり、控えさせていただきます。

さりながら、今回の出来事は私の不徳の致すところであり、大変申し訳なく思っております。

重ねておわび申し上げます。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 9 番 辻本 一夫君

動議。

○議長 横尾 武志君

動議。何の動議ですか、辻本議員。

○議員 9 番 辻本 一夫君

今回、動議を出させていただきます。

ただいま妹川議員から謝罪の言葉が述べられましたが、今回の妹川議員の言動については、北九州県土整備事務所長名から町議会議長宛てに申入れ書が来ている状況もあります。ましてや、マスコミ報道によって町民も、多くの町民の方が知ることができました。よって、芦屋町議会としては、ただ単なる、こうして謝罪で終わるわけにはいかないと私は考えます。よって、妹川議員に対する議員辞職勧告決議を求める動議を提出します。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長 横尾 武志君

ただいま辻本議員から、妹川議員の辞職勧告決議を求める動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立いたします。

お諮りします。この動議は緊急性がありますので、この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは、可決することに決定いたしました。

追加日程第1. 妹川議員に対する辞職勧告決議について

○議長 横尾 武志君

追加日程第1、妹川議員に対する辞職勧告決議についてを議題といたします。

本件については妹川議員の一身上に関する事件であるため、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、妹川議員の退場を求めます。

[8番 妹川 征男君 退場]

○議長 横尾 武志君

ここで、辻本議員の動議の趣旨説明を配付いたします。

[趣旨説明の配付]

○議長 横尾 武志君

それでは、本件について辻本議員に趣旨説明を求めます。辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

9番、辻本です。妹川議員に対する辞職勧告決議案を読み上げて、趣旨説明といたします。

先般、妹川議員が福岡県北九州県土整備事務所を訪問した際、対応した職員をどなったり、職員の制止を振り切って所長室に無断で侵入したりなどして、同事務所から町議会に再発防止を求める申入れ書が提出されました。

9月24日、妹川議員は自身が代表を務める芦屋町の自然を守る会など3団体が計画する県職員との芦屋海岸合同散策の打合せのため、同事務所を訪問されています。当日は、芦屋町議会議員としての名刺を提示した上で、河川砂防課の職員と1階の会議室で協議中に激昂して席を立たれています。その後、2階の総務課に行き、「所長に会わせろ。」と大声を発し、対応した職員から「所長は出張して不在である。」旨を伝えられたにもかかわらず、職員の制止を振り切って副所長室に侵入されております。奥にある所長室が消灯していることを確認してもなお、「所長は隠れ

ているはずだ。」と言って無断で所長室に侵入し、所長がいないことを確認すると、総務課カウンター付近で職員に対し大声でどなる行為に及んだとのことであり、職員の中には、恐怖を感じた者や、通話中の電話を切る者、来客者への対応を中断した者もいたようです。

以上の事案に対し、翌25日に北九州県土整備事務所から「議員の言動としては極めて不適切で、誠に遺憾だ。今後このようなことが行われないよう、また、町議会議員としての良識のある振る舞いをしていただくよう強く申し入れる。」との文書が、議長宛てに提出されました。

また、町長からも「本町においても事務協議に滞りが出ている。これまで長年にわたり、道路や橋梁の整備、里浜づくり事業や三里松原海岸保全対策、芦屋港活性化など重要な事業を同事務所の理解と協力により推進してきた。特に芦屋港の活性化に関しては、港湾計画変更や実施設計を控え、事務協議を重ねている大変重要な時期である。今回の妹川議員の言動は、事業の推進及び事務執行に支障を来し、これまで築いてきた福岡県と芦屋町の信頼関係にも影響を与えかねない。議会として適切に対処いただきたい。」と議長宛てに申し入れがっております。

このような事態になっている中で、10月5日、妹川議員は議長と北九州県土整備事務所に謝罪に行かれております。また、10月8日の議会全員協議会の中では、我々同僚の議員に対して謝罪され、会議終了後には町長にも謝罪に行かれたと聞いています。そして、先ほどこの議場において、改めて謝罪がなされました。

このように、御迷惑をおかけした各方面に対し、妹川議員は謝罪をされたわけですが、果たして今回の言動はそれだけで許されるものでしょうか。私はそうは思いません。「議員は、住民から選ばれ、その代表者として議会の構成員となるものであり、『選良』ということばで呼ばれるように、人格・識見ともに優れた代表者である。」と議員必携に記されています。また、議会会議規則には「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とも記されています。今回の妹川議員の言動は、芦屋町議会の品位と名誉を傷つけるだけでなく、町の公益のため、懸命に事業を推進しようとする執行部と県との関係性に亀裂を生じさせ得る大変重い事案であり、公人である町議会議員としての資質を欠いていると言わざるを得ません。

以上のことから、妹川議員に対する議員辞職勧告決議を求めるものであります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上をもって趣旨説明といたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、辻本議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

本件について質疑を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは、妹川議員に対する辞職勧告決議案に対する質疑をさせていただきます。

今、辻本議員が語る述べられましたようにですね、私も妹川議員の取った行動については、やはり議員は、議会の品位を重んじなければならないということに対して、大きく逸脱してですね、議員としての品性が欠けた行動を取ったんだというふうに思って、それは深く反省すべきだというふうに思います。

それと同時に、辻本議員も言われましたように、妹川議員は北九州県土整備事務所での、議員の活動として極めて不適切な事案が発生した後にですね、マスコミに対しても「どなったり、入室を拒まれ部屋に出入りしたのは事実であり、反省している。」と反省の言葉を表明しております。また、5日には横尾議長と北九州県土整備事務所を訪れ謝罪を行っており、その後、全員協議会で議会に対する謝罪、そして今日の臨時議会本会議での陳謝を行っております。

議会における懲罰には、1. 公開の議場における戒告、2. 公開の議場における陳謝、3. 一定期間の出席停止、4. 除名の4種類です。妹川議員は今日、公開の議場における陳謝を行っておりますから、事実上の懲罰を受けたことになります。議会規則の中では、議員としての行動に対する一番重いものが懲罰であり、既にその懲罰を果たされているという点からですね、果たしてこの上にですね、辞職勧告決議を提出するということが本当にいいのかというふうに私は思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議員 9番 辻本 一夫君

ただいまの川上議員の御質問でございますけれども、川上議員も御承知のように、懲罰の種類はそれぞれあります。今回のですね、確かに一番重いいいいますか、内容の提出でございますけれども、議員たるものですね、幾ら理由があっても、申出書にあるような言動がなされたことは事実でございますから、私が先ほども動議の中で説明しましたように、町民まで、広く多くの方が知ってしまったということでございます。したがって芦屋町議会としては、やっぱり毅然たる対応を取らなければなりません。

私はこの中でですね、動きの中で、北九州県土整備事務所に議長と一緒に行かれているのは事実でございますけれども、そのいきさつがあります。それは何かというと、横尾議長からですね、北九州県土整備事務所への謝罪を促されたときにですね、「一度、持って帰って考えたい。」という発言がなされておるようでございます。そもそも本当に反省しているのであれば、翌日にでも自ら赴いて行くのが筋であり、また、その判断を自分自身で行うべきだと私は思います。

したがって、今回の妹川議員の言動につきましては先ほど趣旨説明で申し上げましたように、やはり芦屋町議会の名誉を著しく傷つけたということ、それと町と県との関わり、この仲に影響を大きく与えた事の重大さは認識していくべきだと、議員の皆さんもそう思っていると私は思って、今回提出しました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

当然ですね、その行為の重さについては、ちゃんとした認識を持ってやっていくという、そういった辻本議員の考え方には私も同調いたします。

ただですね、やはり私たち議員は直接ですね、有権者から選挙によって選ばれています。こういったですね、辞職勧告というのは議会上では位置づけがないものですが、辞職勧告を提出してですね、そういった有権者から直接選ばれた議員を、司法の判断も下されていない、法的な根拠もないですね、中で、同僚議員が決議案を提出し、議員の辞職を求めるという、こういったことは、果たして法治国家の議会としていいのだろうかという考え方を私は持っています。議員が議員を裁くという、こういったことが本当に許されるのかな。議員を裁くのは有権者であり、選挙で結果を出すという、それが、私は議員に対する行動の住民の判断が一番痛烈な批判だというふうに思っていますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

ただいまの御質問でございますけれども、申入れ書に記載されてあるようにですね、職員の制止を振り切って所長室に乱入したと、侵入したということ。これは例えば、一方ではそれぞれの家庭を考えていただいたら分かると思います。家の中ですね。私の家にある人が来て、私が「入るな。」と言っても入ったという、これは1つの、正式には、あの、何ですか……こういったことが許されてはならないと思いますし、警察沙汰になっていないだけだと私は思います。それに準じて考えると、やはりここは事の重大さをやっぱり認識していただかなければならないと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。本件については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから討論を行います。

本件についての討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

11番、川上です。妹川議員に対する辞職勧告決議に、反対の立場から討論いたします。

辞職勧告決議は、選挙によって有権者からその権能と身分を負託された議員に対して、一議員が辞職を強要するということの重大性を考えなければいけないと考えます。法律上認められた議案ではなく、事実上の議会の意思決定を求める議案です。議員に議案提案権があるので、所定の要件を満たして提出されるなら、議長は受理する義務があります。しかし議員に議案提案権があるからといって、何でも提案してよいものではありません。当該議員が議員として適当か不適当かは、選挙した住民が判断すべきことです。選挙された議員が同じく選挙された議員の適、不適を判断する権限はありません。それは4年ごとに行われる選挙で住民が判断すべきことです。

また9月24日に、北九州県土整備事務所で議員の活動として極めて不適切な事案が発生した後、マスコミにも「どなったり、入室を拒まれ部屋に出入りしたのは事実であり、反省している。」と、反省の言葉を表明しています。5日には横尾議長と北九州県土整備事務所を訪れ謝罪を行っており、その後、全員協議会で議会に対する謝罪、そして、今日の臨時議会本会議での陳謝を行っています。

議会における懲罰には、1. 公開の議場における戒告、2. 公開の議場における陳謝、3. 一定期間の出席停止、4. 除名の4種類です。妹川議員は、公開の議場における陳謝を行っていますから、事実上の懲罰を受けたことになります。この上さらに辞職勧告を出し、有権者から直接によって選ばれた議員を何ら法的根拠もなく、同僚議員が決議案を提出し議員の辞職を求めることが、法治国家の議会として適当なのかお考えいただきたいのです。芦屋町議会の議会運営に汚点を残すべきではありません。

また、辞職勧告決議の問題点として、次のことが指摘されています。1. 議員の任期4年は法律で保障されていること、2. 議会が辞職勧告決議を可決しても法的拘束力がないこと、3. 当該議員が辞職勧告決議に従わなかったとき、議会の権威が低下すること、4. 不祥事で逮捕された議員が議会の議決に従って辞職したとき、仮に将来無罪であることが確定した場合、議員の資格や名誉を回復させる手段がないこと等からも、議員辞職勧告決議案の提出には賛成できません。

不祥事を起こした議員は、自らが住民代表の議員として適、不適のいずれかであることを判断する必要があります。いわゆる政治的責任をどういう方法で取るかは当該議員が決めることであり、議会や同僚議員が辞職勧告で議員に強要すべきことではありません。議員辞職勧告決議案の

取扱いをめぐって、会派間、議員間が対立し、議会本来の使命である議案の審議が停滞する事例も見られますが、これでは議会が住民の信頼を失うことになりかねません。辞職勧告決議案は議会に関する問題ですから、議会運営委員会に付託されるべきです。ここで提出者の説明を聞いた後、議会の議決事件になじむかどうか十分審査する必要があります。本人の弁明をはじめとして、参考人の意見を聞き、辞職勧告決議の法的性格、妥当性などを当該議員だけの問題ではなく、歴史に残る議会の意思決定として、適切であるかどうか掘り下げて議論することが求められます。動議による提出は、あまりにも不十分であると考えます。

最後に、言うまでもなく地方議会は日本国憲法に定められた議事機関であり、選挙によって選ばれた各議員が、地方自治体の本旨に基づいて言論の府たる議会の秩序を守るべき職責を負うことは当然のことです。議会は言論の府であるからこそ、議員には自らの発言と行動を厳しく律し、無責任な発言を慎み、言葉と行動に慎重でなければならない責任があります。妹川議員は今回の事案の行動と発言を深く反省し、議会の品位を重んじることを肝に銘じることが強く求められています。

以上の指摘によって、今回の妹川議員に対する議員辞職勧告決議に反対いたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。内海議員。

○議員 1 番 内海 猛年君

1 番、内海です。妹川議員の議員辞職勧告決議案に対し、賛成の立場で討論いたします。

妹川議員の言動に対し、北九州県土整備事務所長及び芦屋町長から、町議会議員の言動に対する申入れ書が提出されました。提出された事由につきましては、先ほど動議提出者の方から趣旨説明が述べられております。

妹川議員は芦屋町議会議員でありながら、また一面、芦屋町の自然を守る会の代表という肩書を持っておられます。しかし、当日は芦屋町の自然を守る会の代表として行動されたと言われておりますけれども、芦屋町議会議員の名刺も示され、当事者である北九州県土整備事務所の職員は、芦屋町議会議員としての一面も考慮して対応されたと考えております。議員必携には、議員の責務として、議員は住民から選ばれた代表者として議会の構成員となるものであり、人格・識見ともに優れた代表者であること、また、その身分は特別職の公務員であると記されております。常に議員は、自分の行動には責任を持たなければなりません。

妹川議員が取られた今回の言動においては、このような行為に至るまでの経緯に問題があると考えても、職員の制止を振り切って副所長室及び所長室への不法侵入、そしてまた、職員に対する大声でどなるなどの恫喝、このような行為は刑事事件として取り扱われてもおかしくないような重大な事案だと考えております。マスコミに報道されるなど、妹川議員の行為は芦屋町議会の

名誉を傷つけるものであり、芦屋町と福岡県との信頼関係にも影響を及ぼす重大な行為である、議員としての資質に欠けるものであると判断し、動議に賛成いたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。追加日程第1、妹川議員に対する辞職勧告決議について、賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、妹川議員に対する辞職勧告決議については、可決することに決定いたしました。

妹川議員の入場を求めます。

〔8番 妹川 征男君 入場〕

○議長 横尾 武志君

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

日程第1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

まず日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第127条の規定により、1番、内海議員と11番、

川上議員を指名しますので、よろしくお願いします。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第3、議案第66号から日程第8、承認第11号までの各議案については、この際一括議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

それでは、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは条例議案でございます。

議案第66号の芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和2年度の人事院勧告に伴い、本町職員の期末手当の支給率及び支給割合の改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第67号の芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和2年度の人事院勧告に伴い、町長、副町長、教育長及びモーターボート競走事業管理者の期末手当の支給率及び支給割合の改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第68号の芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和2年度の人事院勧告に伴い、本町議会議員の期末手当の支給率及び支給割合の改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

次に契約議案でございます。

議案第69号の芦屋町GIGAスクール用タブレット整備購入契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づく契約議案でございます。芦屋町GIGAスクール用タブレット整備について、購入契約を締結するものでございます。

議案第70号の重要文化財芦屋霰地真形釜購入契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づく契約議案でございます。重要文化財芦屋霰地真形釜について、購入契約を締結するものでございます。

次に承認議案でございます。

承認第11号の専決処分事項の承認につきましては、町独自の新型コロナウイルス感染症対策事業第5弾を早急に実施するため、これに伴う一般会計補正予算（専決第3号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

以上、簡単であります但提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で、町長の提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず日程第3、議案第66号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第66号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第4、議案第67号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第67号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第5、議案第68号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第68号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第6、議案第69号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第69号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第7、議案第70号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第70号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第8、承認第11号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、承認第 11 号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第 3、議案第 66 号から日程第 8、承認第 11 号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの常任委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前 10 時 39 分休憩

.....

午後 0 時 00 分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

お諮りします。日程第 3、議案第 66 号から日程第 8、承認第 11 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

報告します。

報告第 15 号、芦屋町議会議長、横尾武志殿、総務財政常任委員会委員長、辻本一夫。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

議案第 66 号、満場一致により原案可決。

議案第 67 号、満場一致により原案可決。

議案第 68 号、満場一致により原案可決。

承認第 11 号、満場一致により承認。

以上、報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 松岡 泉君

それでは報告いたします。

芦屋町議会議長、横尾武志殿、民生文教常任委員会委員長、松岡泉。

民生文教常任委員会審査結果について、本委員会に付託された事件は、審査の結果が決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第69号、満場一致、原案可決。

議案第70号、満場一致、原案可決。

承認第11号、満場一致、承認でございます。

以上で報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で報告は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論及び採決を行います。

まず日程第3、議案第66号についての討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

議案第66号、芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

この条例は、10月7日の人事院の勧告に伴い、職員の期末手当を0.05%、全国平均2.1万円削減するものです。この勧告には多くの問題があります。第1に、公務員の賃金引下げにより、全ての労働者の賃下げにつながるものであること。第2に、消費税増税や新型コロナ危機の下で、マイナス勧告は地域経済にも大きな影響を及ぼします。第3に、慢性的な長時間労働の

是正についても必要としながら、要員確保には踏み込んでいません。第４に、非常勤職員の処遇改善につながる具体的な方策が全く示されていません。

今、公務の現場で働く人たち、特に医療や介護の関係者は朝から夜中まで休みの日も出勤し、新型コロナ危機から住民の命と健康を守るために働いています。人事院の勧告でも「限られた要員の下で新型コロナウイルス感染症や大規模災害などに対応してきており、業務量に応じた要員を確保する必要がある。」としながら、人員増員の具体策は示さず一時金の削減のみを勧告しています。こんな無責任な勧告はありません。自治体職員の一時金引下げが行われれば、職員のモチベーションの低下を招くことも考えられます。懸命に奮闘を続けてきた公務労働者の頑張りに対し、新型コロナ感染防止対応や長時間・過密労働解消に必要な人員確保、会計年度任用職員等の処遇改善を行うことこそ必要です。

コロナ危機の収束が見通せない下、住民の命と暮らしを守り切る公務労働の役割を発揮し、憲法が生きる社会を実現することが必要であることを申し述べて、議案第６６号に反対いたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第３、議案第６６号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第６６号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第４、議案第６７号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第４、議案第６７号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第６７号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第５、議案第６８号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第５、議案第６８号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第６８号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第６、議案第６９号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第６、議案第６９号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第６９号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第７、議案第７０号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第７、議案第７０号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第７０号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第８、承認第１１号についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第8、承認第11号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、承認第11号は承認することに決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

_____・_____・_____

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、併せて令和2年第4回芦屋町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後0時08分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員